

背景

災害対策基本法の改正  
(平成24年6月)

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告  
(平成24年7月)

原子力規制委員会設置法等の制定  
(平成24年6月)

■ 主な修正項目

大規模広域災害への対策

1 災害に対する即応力の強化

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化  
(市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集)
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え  
(受援・支援計画の作成、協定の締結)
- 地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進  
(例: 物資調達・供給協定)
- 多様な主体による共同防災訓練の実施  
(国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加の促進)
- 複合災害への対応(対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練等)

2 被災者への対応改善

- 要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、  
救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入
- 市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ(広域一時滞在)協定締結の推進
- 市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化  
(例 避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付)

3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上

- 住民による災害教訓伝承とその支援  
(国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開)
- 地域防災計画の策定への多様な主体の参画 (例: 女性、障害者等)

原子力災害への対策

1 政府の原子力災害への対応強化

- 官邸の意思決定及び情報発信機能の強化(例: 初動時からの委員長等の官邸参集)
- オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化(例: 電力本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をOFCに設置して住民の安全確保に特化)
- 複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施
- 複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、相互連携に努める。

2 オンサイト対応(事故収束活動の体制・支援)

- 緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化
- 平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化

3 オフサイト対応(住民防護・被災者支援)

- 区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化
- 原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築

4 防災インフラ・防災資機材の充実

- 官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備
- 複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保を実施
- オフサイトセンターの設備基盤強化(例: 放射線防護対策の強化、代替施設の確保)

5 事後対策

- 緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記  
※「原子力災害対策編」については、改正原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策指針が定められた日に施行